

# 敦賀市ケーブルテレビ利用料等支援事業

敦賀市では、地域の自主防災力の向上を図るため、災害時に、地域の避難所として協力いただいている町内会館を対象に、株式会社嶺南ケーブルネットワークと協力して、防災情報の収集等に利用しているテレビ放送等利用料の負担を軽減します。

補助対象者	災害時に地域の避難所として町内会館等を開設することに協力申出をしている行政区又は地縁団体	
対象経費	① 初期費用（工事費） ② テレビ利用料 ③ インターネット利用料	
制度開始日	令和6年7月1日	
補助適用後の 区の負担額	① 初期費用（工事費）	29,999円（税込）
	② テレビ利用料	無料
	③ インターネット利用料	月額1,000円（税込）
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に、光ケーブル回線を敷設している場合、初期費用（工事費）は不要です。（光ケーブル回線ではない場合（同軸ケーブル回線の場合）は、初期費用（工事費）が必要です。）</li><li>・テレビは、「引込プラン（13ch）」が対象です。上位プランを利用する場合は、差額分の支払いが生じます。</li><li>・インターネットは、「みねっと光1Gプラン」が対象です。</li></ul>	
手続方法	<p>【既に参加している場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 「敦賀市ケーブルテレビ利用料等補助金交付申請書」を下記へ提出してください。</li><li>② 適正と認められた場合、補助金の交付決定を通知します。</li></ol> <p>【新規加入の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 嶺南ケーブルネットワークに、加入の申込みを行って下さい。</li><li>② 「敦賀市ケーブルテレビ利用料等補助金交付申請書」に、嶺南ケーブルネットワーク加入申込書の写しを添付し、下記へ提出してください。</li><li>③ 適正と認められた場合、補助金の交付決定を通知します。</li></ol>	

